

令和2年7月31日

請求人 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 北野 紀子

住民監査請求について（通知）

令和2年7月20日付で提出されました住民監査請求について、別紙のとおり決定しましたので通知します。

# 決 定 書

## 1 請求人

(1) 住 所

(2) 氏 名

## 2 請求年月日

令和2年7月20日

## 3 請求の要旨

以下のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

### (1) 措置請求に至った経緯

#### ① 申請ミス of 報道内容

1) 私が当市国民健康保険課（以下「国保課」と言う。）のミスを知ったのは、産経新聞阪神版（令和元年7月30日付）だった。

2) 記事から知った市長の判断「市の全体責任だから職員給与削減等で財源を確保する。」には賛同した。

3) この記事をさらに読み込むと、職員の給与等からの減額総額は5,200万円であり、職員のミスによる財源不足全額の5,800万円でないことに気付いた。では、この600万円はどこから湧出したのか。

4) この600万円は、「保険者努力支援制度（以下で「本件制度」と言う。）」からの交付金であった。本件制度は平成30年度からポイント制に変わり、今後の努力が認められれば600万円が増えるかもしれない（現時点でももらっていない）お金である。市は、この“捕らぬ狸の皮算用”のお金を当て込み、給与等減額総額5,800万円から600万円を減額し、給与等からの減額総額を5,200万円に決定したのである。

#### ② 「上記①申請ミス of 報道内容」からの四つの疑問点

1) 現時点（令和2年7月）において「本件制度」からの交付金は、入っていない。しかも600万円が必ず交付されると確定していない。この幻のお金をどのような理屈で財源確保の原資と決定できたのか？どのような会計処理を行ったのか？何より不可解なのは、本件制度では、限られた新たな予算（700～800億円）を全国の地方自治体すべてが、これを獲得しようと必死に努力している状況下、当市が600万円を獲得可能なことをいかなる手段・方法を使い確信出来たのか？である。

そして、本件制度のバトルで他の市町村に負け交付金 600 万円が入らない場合、当市はどう対処するつもりなのか？

2) 本件制度からの交付金獲得は、今回の職員のミスから起こった財源不足とは全く別の次元の話で、公務員として当然務めるべき「職務成果」ではないのか？

3) 「本件制度」とは、いかなる制度か？

4) 「本件制度」からの交付金の使途についての検証。

上記 1) の回答については、監査にお任せします。

次に 2) ～4) についての私見並びに検証結果を以下に示す。

2) 本件制度からの交付金も含め、他のいかなる交付金であっても、それは職員の通常の「職務成果」であるとは私は考える。国から頂いたあるいはこれまでより増えた交付金は、「市民の国保事業の充実に供すべきお金」である。

3) 「本件制度」とは、厚生労働省（以下「厚労省」と言う。）のホームページで紹介されている内容の制度である。平成 30 年度からポイント制度になり、全市町村のこれまでの実績を 12 項目で採点され高得点を獲得した地方自治体が前年より多く交付金がもらえるというシステムである。

4) 「本件制度からの“交付金の使途”」についての検証

ア：「本件制度の交付金に対する当市国保課の見解」

本件制度からの交付金は地方自治体が他市町より頑張れば交付金を多く獲得できるという他の交付金とは異なるものである。よって、同課が頑張れば前年より多くもらえる。これは同課職員の特別な頑張りによる手柄だから、前回の職員のミスの穴埋めの財源として使っても良いという考えです。

当市国保課にとっては、同課職員のミスによる財源確保のために、全職員の給与減額がトラウマとなり、厚労省が考えた本件制度の交付金を獲得するために本件制度のインセンティブを誤解釈し、穴埋めするための賞金稼ぎのためのインセンティブにしてしまった。同課は本件制度で頑張って 600 万円を増やしたい。そしてもらえたらこの 600 万円は同課の頑張りで分捕ったものだから、5,800 万円の穴埋めの一部に充てるのは当然の権利であるという発想なのである。

本件制度には、全市町村がエントリーしているが、こんな不純で違法な下心で参加しているのは、当市だけである。

このような当市（市長・職員・議員）の考えに対し、私は大いなる違和感と嫌悪感を覚える。

イ：「厚労省のホームページから見た本件制度」とは、各自治体のこれまでの取り組みを厚労省がポイントで採点し、高得点を取った自治体に対し、交付金を前年より多く出すというシステムであり、日本全国の自治体が入力している。そして前年より頑張った自治体には、前年より多く交付金を出し、その交付金は「これまで以上に保険者における医療費適

正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に使うことを目的」とした交付金を出す制度である。

つまり、本件制度は「これまで以上に保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に使うことを目的」と書かれている。

つまり、交付金の使途は国保事業全般に使うものだと書いているのである。

これを補強するため県の健康保険課（7月17日）に質問した。

答えは、「この交付金をもらったからと言って、必ずしも「本件制度」に則した12の事業に使う必要はないが、当然のことながら“国民健康保険課事業に係るものに使われるのは自明の理”である」つまり、厚労省のホームページと同じ回答であった。

さらに私が「では当市の職員ミスにより国保課の財源不足を穴埋めするために、この交付金を使うのは是か非か」と質問すると、言下に「その使途はおかしい」と答えた。

ウ：この事実を当市同課課長に伝え、「不足した財源確保には二つの方法があります。一つは支出を減らすこと、二つ目は収入を増やすことです。本件において支出を減らすことは職員給料等の減額に当たり、収入を増やすことが交付金の600万円のことで、これが財源確保です。よって、どちらも財源確保のためだから、当市の考え方は間違っていない。」と断言しました。監査委員事務局にも同じ質問をしたら、同じ内容の説明をされ、私の自信がぐらつき始めました。

エ：混乱した私は、県職員の回答を裏付ける（規定している）法律がないか探した。交付金の使途に関するズバリの法律は見つけれなかったが、交付金とほぼ目的や内容が近い補助金に対する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「本件法律」と言う。）」を見つけた。

本件法律からの抜粋

「(関係者の責務)

第三条 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定されていた。

オ：他にも「交付金の使途についての情報」を探した。

「ネット・アントレSTYLE MAGAGINE（補助金と交付金の違いは?）」より、補助金と交付金は厳密に言えば多少の違いはある「交付金の意味は広く、補助金と同様に国または地方自治体が特定の目的をもって支給するお金のことを指しますが、基本的には国から地方自治体へ支給するお金であることが多い。補助金の支給主体は民間企業、交付金は地方自治体が違うが」と書かれているが、それに続く文章に「交付金を受けた地方自治体は交付金の趣旨に沿った事業やプロジェクトを立ち上げ、・・・」と、「交付金は、その交付金の趣旨に沿った事業」と“使途”が明確に書かれている。

カ：これまでの私の調査をまとめると以下のようなになる。

i) 厚労省のホームページ本件制度の解説には「これまで以上に保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。」本件制度の目的は「医療費適正化」と書かれていることから用途は明白である。

ii) 県職員の回答「交付金は、国保課業務関連に使うことが正しい。」

iii) 本件法律第3条2項「融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」

iv) 「ネット・アントレSTYLE MAGAGINE (補助金と交付金の違いは?)」の「交付金を受けた地方自治体は交付金の趣旨に沿った事業やプロジェクトを立ち上げ、…」※上記 i) ~ iv) より、交付金の正しい用途は、国保課関連業務であることを証明している。

キ：一市民の希望ですが、同課が今後予定通り頑張った結果を厚労省から評価され「本件制度」からの交付金 600 万円をもらえたら、それは、同課の特別な職務成果でなく、公務員として当然務めるべき通常業務の「職務成果」であることを肝に銘じ、当市市民の国保事業関連の更なる充実のため、使ってください。その使い方が、本件法律に規定した「融通の目的に従うこと」だと思います。

ク：当市の“交付金を穴埋めに使う”を、換言すれば「この交付金により、当市の国保関連事業における市民へのサービスがさらに充実し進化したであろうそのお金を財源不足の穴埋めに使った場合、市民の為に活用されず結果として、市民に負担をかけたことになる。」となる。

川西市のホームページ「国民健康保険普通調整交付金の申請誤りに伴う今後の対応」の「申請誤りによる交付金約 5,800 万円の補填について」に「市民に直接負担をかけないことを前提として対応します」と記載されているがこれは真っ赤な嘘になる。市はホームページで堂々と嘘を言っていることになる。

交付金 600 万円を職員のミスによる財源不足の穴埋めに使うことは、法律違反である。

以上が今回措置請求に至った経緯である。

## 結論

当市職員が、国民健康保険事業で国への普通調整交付金申請のデータ入力をミスし、交付金のうち約 5,800 万円が受け取れなかった財源確保のため、「本件制度」からの交付金 600 万円を穴埋めに使うと当市が決定したことは、交付金の正当な使い方に反する。その理由は、上記②の 4) のカの i) ~ iv) での検証結果で示した。

よって、本件制度からの交付金を当市職員のミスによる財源不足の穴埋めに充当することは違法・不当な財務会計行為である。早急に是正すべきである (600 万円も給与等減額で対処すべきである)。

監査委員は市長に対し、次の通り勧告することを求める。

(1) 当市国保課は、国への普通調整交付金申請時、データ入力ミスし、交付金のうち約 5,800 万円受け取れなかった。「本件制度」からの交付金 600 万円をこの約 5,800 万円の穴埋めのために使うことは、本来の目的（国保関連事業）以外に使うことを意味し、法律に違反していると主張する請求者の意見を早急に調査すること。

(2) 既に、交付金として 600 万円を市が受取り、穴埋めに使っていたならば、市長にその返還請求すべきところであるが、幸いなことに今回はまだ、この交付金が国から入っていない。

よって、市が 5,800 万円の穴埋めに本件制度からの 600 万円を充当することを決定したことは違法・不当だからこの決定を差し止める請求をすること。

#### 4 監査委員の判断

##### (1) 主 文

本件請求を却下する。

##### (2) 理 由

地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、「違法若しくは不当な公金の支出、(中略) 契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)(中略) と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し(中略) 当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とされている。

したがって、住民監査請求の対象となる事項は、地方公共団体が特定の行政目的のために行う一連の行政上の行為の中でも、地方公共団体の財産上何らかの損害を与える財務会計上の行為(財務会計上の事務処理に直接関係するもの)に限られている。

それ以外の一般行政上の行為については、たとえそれが結果として何らかの財政的な影響を生じることがあっても、これらの行為の違法性・不当性を住民監査請求の対象とするとはできないものである。

本件請求における判断にあたって、請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

① 当市国保課は、国への普通調整交付金申請時にデータ入力ミスし、約 5,800 万円が受け取れなかった。この穴埋めのために、保険者努力支援制度の交付金(以下「本件制度交付金」という。)約 600 万円を使うことは、本来の目的(国保関連事業)以外に使うことを意味し、違法・不当な財務会計行為である。法律に違反していると主張する請求者の意見を早急に調査すること。

② 本件制度交付金は国から市に収入していないため、この決定（約 5,800 万円の穴埋めに使うこと）を差し止める請求をすること。

上記①②のとおり監査委員は市長に対し、勧告することを求める。

これらのうち、①の違法性・不当性の主張についてみると、国への普通調整交付金申請ミスによる約 5,800 万円が受け取れなかったことを問題としているということではなく、市長が「本件制度交付金約 600 万円をその穴埋めとして利用する」としていることが本来の本件制度交付金の目的ではなく、法律に違反しているという請求者の意見について、監査委員が市長に対して調査するよう勧告することを求めているものである。

住民監査請求制度は、財務会計上の違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結などの行為があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることとされており、請求者が主張する市長の判断に対する調査は、財務会計上の行為に係る監査を求めているものとは認められない。

次に②について本件制度交付金が市に収入されることをもって、市に損害は生じない。したがって将来、本件制度交付金が市に納付されたことをもって、損害が生じた財務会計行為とは言えない。また、市に収入された本件制度交付金は、国民健康保険事業の財源として収入されるものであり、その用途は国民健康保険事業に係るものとされている。

請求人が主張されている「本件制度交付金約 600 万円を、約 5,800 万円の穴埋めのために使うこと」については、財務会計行為及び損害が特定されておらず、住民監査請求の対象に該当しない。

以上のことから、本件請求は、地方自治法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないと判断した。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和 2 年 7 月 31 日

川西市監査委員 小 林 宏

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 北 野 紀 子